

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年11月6日

【会社名】 ザ・パック株式会社

【英訳名】 THE PACK CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 尾 吉 計

【本店の所在の場所】 大阪市東成区東小橋二丁目9番9号

【電話番号】 06(6972)1221

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 木 森 啓 至

【最寄りの連絡場所】 大阪市東成区東小橋二丁目9番9号

【電話番号】 06(6972)1221

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 木 森 啓 至

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年11月6日開催の取締役会において、当社と株式会社ザ・ニコルスが合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ザ・ニコルス
本店の所在地	大阪市東成区東小橋二丁目9番9号
代表者の氏名	代表取締役社長 松谷 健
資本金の額	30百万円（平成24年12月31日現在）
純資産の額	240百万円（平成24年12月31日現在）
総資産の額	547百万円（平成24年12月31日現在）
事業の内容	繊維品の製造・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
売上高（百万円）	1,419百万円	1,630百万円	1,417百万円
営業利益又は営業損失（ ）（百万円）	37百万円	30百万円	4百万円
経常利益又は経常損失（ ）（百万円）	42百万円	24百万円	5百万円
当期純利益又は当期純損失（ ）（百万円）	41百万円	29百万円	47百万円

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	ザ・パック株式会社
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社が100%出資しております。
人的関係	当社取締役1名が当該会社取締役を、当社監査役が当該会社監査役を兼任し、当社従業員7名が外向しております。
取引関係	商品売買取引があります。

(2) 当該吸収合併の目的

株式会社ザ・ニコルスは、当社の100%出資の連結子会社であり、紳士衣料を中心とした繊維品等の製造・販売を行っておりますが、紳士服業界における厳しい事業環境その他の外部環境の変化等諸般の事情をふまえ、事業存続の可否を慎重に検討した結果、ユニフォーム販売に関する事業を当社において継続することとし、この度、当社は、株式会社ザ・ニコルスを吸収合併することに決定いたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

合併の方法

当社を存続会社、株式会社ザ・ニコルスを消滅会社とする吸収合併によります。

吸収合併に係る割当ての内容

該当事項はありません。

その他の吸収合併契約の内容

合併契約書の内容は、次のとおりであります。

吸 収 合 併 契 約 書

ザ・パック株式会社（以下「甲」という。）および株式会社ザ・ニコルス（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、本契約に従い吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

2. 本合併により、甲は存続し、乙は解散する。

第2条（商号および場所）

甲および乙は、吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の所在地ならびに商号が、次のとおりであることを確認する。

[吸収合併存続会社]

（甲）所在地 大阪市東成区東小橋二丁目9番9号

商号 ザ・パック株式会社

[吸収合併消滅会社]

（乙）所在地 大阪市東成区東小橋二丁目9番9号

商号 株式会社ザ・ニコルス

第3条（効力発生日）

本合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年1月1日とする。ただし、本合併手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲および乙は協議のうえ、本合併の効力発生日を変更することができる。

第4条（吸収合併に際しての株式の交付および割当て等）

甲は、本合併に際して、乙の株式を有する株主に対して甲の株式の交付および割当てその他その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第5条（吸収合併存続会社の資本金および準備金の額）

甲の資本金の額、資本準備金の額および利益準備金の額は、本合併に際していずれも増加しない。

第6条（会社財産の承継）

乙は、平成24年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、その後の本合併の効力発生日までの資産および債務の増減に関してこれを明確にし、また、本合併の効力発生日においてその資産、債務その他一切の権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条（簡易合併、略式合併）

甲は、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、本合併の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、一切の財産管理の運営を行うものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲および乙が協議のうえ、これを実行するものとする。

第9条（役員退職慰労金）

乙の取締役の退職慰労金については、事前に甲乙間で協議し合意のうえ、乙の株主総会の決議に基づき、効力発生日までに乙が支払う。

第10条（従業員の引継ぎ）

甲は、本合併の効力発生日における乙の従業員を引継ぐものとし、甲乙双方の従業員の労働条件に相違がある場合は、必要に応じて調整する。

第11条（重大な悪影響を及ぼす事象の定め）

本契約締結日から本合併の効力発生日までの間に、下記の事由が生じた場合には、甲および乙は、相互に協議し合意により、本合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(1) 天災地変その他の事由により、甲または乙のいずれかの財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合

(2) 本合併の実行に重大な支障となる事態もしくは著しく困難にする事態が生じた場合

第12条（規定外事項等）

本契約に定めのない事項および本契約内容に疑義が生じた場合、甲および乙は協議のうえ、本契約の趣旨に則って解決を図るものとする。ザ・バック株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ザ・ニコルス（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約の成立を証するため本書1通を作成し、甲および乙が次に記名押印のうえ、甲が本書の原本、乙は本書の写しを保有する。

平成25年11月6日

(甲) 大阪市東成区東小橋二丁目9番9号
ザ・パック株式会社
代表取締役社長 中尾 吉計

(乙) 大阪市東成区東小橋二丁目9番9号
株式会社ザ・ニコルス
代表取締役社長 松谷 健

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ザ・パック株式会社
本店の所在地	大阪市東成区東小橋二丁目9番9号
代表者の氏名	代表取締役社長 中尾 吉計
資本金の額	2,553百万円(平成24年12月31日現在)
純資産の額	36,420百万円(平成24年12月31日現在)
総資産の額	63,919百万円(平成24年12月31日現在)
事業の内容	紙加工品、化成品及びその他商品の製造・販売

以上